

2005.6.30. 第3号



地域づくりコミュニケーション
— 農村振興局メールマガジン —

農林水産省農村振興局



◆◆ 目次 ◆◆

- 農村における資源保全施策について（その3）
 - ◆ 農地・水・環境を守る新たな施策のねらいとイメージ
 - ◆ ご質問等への回答（資源保全施策）
 - ◆ ご質問等への回答（景観保全の観点からの耕作放棄対策）

- 中山間地域等直接支払い制度について
 - ◇ ご質問等への回答（中山間地域の果たす役割の周知・普及）
 - ◇ ご質問等への回答（中山間地域等直接支払い制度）

- 元気な地域づくり交付金について（その3）
 - ◆ あんなこといいな、できたらいいな、をサポート
～ 交付対象メニューについて ～
 - ◆ ご質問等への回答（元気な地域づくり交付金）

- 農村における資源保全施策について（その3）
 - ◆ 農地・水・環境を守る新たな施策のねらいとイメージ
- 前号では、農地や農業用水等の資源をこれまで守ってきた農業農村のおかれている現状についてご紹介させていただきました。
- 農家の高齢化、農村の混住化・過疎化が進み、資源の管理が難しくなる一方で、農村の自然や景観に対する国民の期待は高くなってきています。
- 農林水産省では、社会全体の大切な財産である農地・水・環境を、今後もそれぞれの地域で適切に守っていただくため、次のようなイメージの新たな施策を検討しています。

(1) 「地域共同」「多様な主体の参画」の枠組みを構築
一定のまとまりある地域を対象に、地域が一体となって資源や環境の保全に

取り組む活動に、NPOや都市住民も参画できるような枠組みが、それぞれの地域に構築されることを促します。

(2) 支援の必要のある効果の高い取組を促進

施設を長持ちさせるようなきめ細かな手入れや、農村の自然環境・景観保全の取組など、地域社会全体への貢献や農村振興の観点からみた「効果の高い取組」の実践を誘導します。

(3) このような新たな仕組みの導入に向け、今年度から全国約400の地区で共同活動の実態調査を始めています。これらの調査の結果についても、折に触れ、地域の皆様にお知らせしていきたいと思えます。

このたび、全国各地の資源保全の取組や、新たな施策のイメージなどを幅広く紹介するウェブサイトを立ち上げました。ぜひ一度アクセスしてみてください。ご意見や皆様が取り組まれている資源保全活動の様子などをお寄せいただくと幸いです。

(農村地域の資源保全)

<http://www.inakajin.or.jp/shigenhozen/index.html>

◆ ご質問等への回答（資源保全施策）

<地域の農業水路の水利権は通年ではないが、消流雪用水・防火用水として通年で通水できれば、一般市民が農業施設の大切さを理解し保全活動に協力してくれるのでは>

資源保全の取組を進めていく上で、地域住民の理解と協力を得ることは必要不可欠です。

冬期の水利権を新たに取得するには、様々な検討や調整が必要になりますが、最近では、地域住民の強い要望により、自治体が水利権を取得している事例もあります。かんがい期にしか水の流れていなかった水路にせせらぎがよみがえることにより、地域住民の関心が一層強くなっています。

新しい資源保全施策の検討・実施にあたっては、こういった地域での取組の事例を調査し情報の発信を行ってまいりますので、参考にいただければと思います。

◆ ご質問等への回答（景観保全の観点からの耕作放棄対策）

<行政が景観保全地域を指定し、直接保全活動に取り組むべきでないか>

良好な農村景観の形成を図るためには、景観悪化の大きな原因の一つである耕作放棄の発生を抑制する必要があります。

このため、昨年度に制定された「景観法」では、自治体が計画（景観農業振興地域整備計画）の区域を指定し、計画に従った農地の利用が行われていない場合には、市町村長が計画に従った適切な土地利用を行うべき旨を勧告するとともに、勧告に従わない場合は、自治体から指定された景観整備機構（※）が農地の利用権（景観整備機構が取得できる権利は、賃借権または使用貸借権に限られています）を取得し作物栽培を行うことができることとしています。

※景観整備機構は、公益法人またはNPO法人の中から景観形成に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、景観行政団体（都道府県又は市町村）の長が指定します。

このように「景観法」により景観保全の観点から耕作放棄対策を講じていくことが可能となりました。美しい農村を守っていくため是非ご活用ください。

□ 中山間地域等直接支払い制度について

◇ ご質問等への回答（中山間地域の重要な役割の周知・普及）

<中山間地域の多面的機能の重要性について、都市住民から理解してもらうための取組が必要ではないか（教育分野での農作業体験等の義務付け、企業の森林保全活動、シンポジウム開催等）>

ご指摘のとおり中山間地域は、総人口の約14%が居住する地域であります。国土の骨格部分に位置し、国土面積の約7割、農業産出額の約4割を占めており、我が国の農業・農村にとって極めて重要であります。

さらに、中山間地域は、河川の上流部に位置し、森林の整備や農業生産活動等を通じ、国土の保全、水源のかん養等の多目的機能を発揮しており、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしを守る重要な役割を果たしています。

農林水産省としては、このような中山間地域等農山漁村の重要性について、都市住民をはじめ国民に広く理解していただくため、次の取組等を行なっています。

（1）中山間地域を対象に、都市地域等の住民による農業生産活動など地域の活性化に結びつくボランティア活動を促進する、中山間地域等青年協力隊活動促進事業を実施しています。

(2) 文部科学省と連携を図りながら、都市と農山漁村の住民双方が参加して、農山漁村の自然環境を維持し、農山漁村が持つ教育的機能を子供たちが十分に享受できるような、学校教育における農山漁村体験を全国各地で推進しています。

(3) 林野庁の「緑の募金」は、森林ボランティア等による森林整備活動、住民参加による緑化活動等に活用され、民間の企業による社会貢献活動の一環として、植林や下刈り等の森林整備をはじめ、自然観察会や学習会の開催等環境教育活動にも活用されています。

(4) 都市と農山漁村の共生・対流を促進するため、「オーライ！ニッポン全国大会」などの「オーライ！ニッポンキャンペーン」を関係省庁と連携して推進しています。また、森林の持つ国土保全等の公益的機能に関する理解を深めるため、『森林づくり』シンポジウム」等開催しています。

今後とも、中山間地域の役割の重要性の周知・普及に努めて参ります。

◇ ご質問等への回答（中山間地域等直接支払制度）

<中山間地域等の直接支払制度はどのような制度設計になっているのですか>

中山間地域等直接支払制度についてお答えいたします。

本制度は、過疎化・高齢化が進行する中山間地域において、耕作放棄地の発生防止・解消を図り、農業生産活動を通じて多面的機能を確保する観点から、平成12年度より実施しており、平成16年度までに、全国で1,906市町村の66万5千haの農用地において、3万4千の集落協定等が締結され、集落活動が活性化し、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の増進が図られております。

しかしながら、活発な取組を行っている集落がある一方、制度開始前の取組に比べて変化の見られない集落があるなど、集落間の取組にばらつきも見られたところです。

こうした状況を踏まえ、平成17年度から実施される新たな対策においては、各集落の将来に向けた取組の充実により、安定的な農業生産活動の継続を一層促す仕組みに改善したところです。

具体的には、活動の取組内容に応じて交付単価に差を設けるとともに、一定水準以上の耕作放棄地の計画的な復旧や、新たな法人の設立などの積極的な取組に対して単価の加算措置を講じております。

また、本制度においては、従来から、農業者のみならず、農業公社やNPO法人、民間企業等の集落協定への参加・連携等が可能でありましたが、平成17年3月25日に閣議決定されました「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を踏まえ、民間活力の一層の活用を図ることとしております。

今後とも、各集落が本制度を活用し、地域の積極的かつ自主的な取組が推進され、中山間地域における耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持・増進が図られることを期待しております。

■ 元気な地域づくり交付金について（その3）

◆ あんなこといいな、できたらいいな、をサポート ～ 交付対象メニューについて ～

交付金はどんなことに使えるの？または、こんなことをやりたい、こんな施設が必要なんだけど、交付金の対象になるの？という質問が寄せられます。

本交付金は、昨年度まで実施していた農村の活性化、地域の振興を目的とする個別の補助事業を、一つに統合したものです。若干の変更はありますが、原則として、昨年までの補助事業で対象となっていたものは、すべて交付金の対象となっています。

このため、交付対象となる事業（いわゆるメニュー）は、相当幅広い範囲にわたっており、政策目的ごとに4つの柱を掲げて整理されています。その主な内容は次のとおりです。（参考に主な旧事業名を合わせて示します。）

（1）農村の振興

- ・美しい景観の形成、農業に関連したコミュニティビジネスなどに向けた地域活動の推進
- ・農村の情報基盤の整備や農村景観の再生・保全に向けた土地改良施設等の改修（旧事業名：美しいむらづくり支援事業、農村振興支援総合対策事業 他）

（2）グリーン・ツーリズム、都市農業の振興

- ・地域ぐるみで行う都市住民の受入体制の整備、都市部における住民と農業者の交流・ふれあい活動の促進
- ・地域資源を活用した交流拠点・体験交流空間の整備、及び直売所や土地基盤など、都市農業の条件整備（旧事業名：グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業、都市農業支援総合対策事業 他）

（３）農業生産の基盤の整備

- ・遊休農地の解消、担い手への農地の利用集積、環境保全農業に向けた地域活動の促進
- ・地域の自主性を活かしたきめの細かい農業生産基盤の整備（旧事業名：遊休農地解消総合対策事業、基盤整備促進事業、経営体育成促進事業 他）

（４）中山間地域等の振興

- ・山村等中山間地域における特産品開発、都市との交流などに向けた地域活動の促進
- ・山村等中山間地域における、農林水産業等の地域産業の振興や都市との交流に必要な施設の整備、及び里地棚田の保全（旧事業名：新山村振興等農林漁業特別対策事業、活力ある山村地域等構築支援タイプ 他）

また、従来の補助事業では、このように国が示したメニュー以外の事業は原則として対象とは認められず、地域条件などから必要性の高い事業があっても補助金の活用は困難なケースがほとんどでした。

そこで、本交付金ではこうした点の改善を図るため、国が示したメニュー以外の事業でも、交付金の対象とできる「地域提案メニュー」制度を導入しました。

これは、メニューになくても、地域の特性や創意工夫を活かして、「元気な地域づくり計画」に掲げる目標・成果指標の達成に必要な事業として、都道府県知事が認めた事業を交付対象としようとするものです。

例えば、生産地が限られた特産物の栽培に特殊な機械が必要となるか、地域と都市住民との連携による移住希望者の受入施設の設置、といった事業などが想定されます。

ただし、地域提案メニューであっても、あくまでも「地域産業の核となる農林水産業の振興を柱とすること」が基本ですので、農林水産業との関連や地域資源・創意工夫の活用の観点から、農林水産省が支援の必要性を確認する仕組みとなっています。

また、地域提案メニューは、一定の予算枠が決められ、交付率もメニュー事業と比較して低くなっています。

こうした点から、地域提案メニューを含んだ地域計画の策定は、都道府県や国との十分な連携が必要になります。（続く）

◆ ご質問等への回答（元気な地域づくり交付金：グリーン・ツーリズム）
＜グリーンツーリズムを推進するに当たってのマーケティング調査費用は元気な地域づくり交付金の対象になりますか＞

地域がグリーン・ツーリズムに取り組む上で、お客様となる都市住民のニーズを把握することは非常に重要です。元気な地域づくり交付金においては、市町村などが、このようなマーケティング調査をする費用についても支援の対象としております。

＜都市と農村の交流は観光的なものだけでなく、学びや労働の交流など幅広く捉えていくべきでは＞

グリーン・ツーリズムは、ツーリズムという単語から、どうしても観光的な印象を与えがちです。しかし、我が国におけるグリーン・ツーリズムは、体験学習や農産物直売所での地元農産物の購入なども含む、幅広い都市と農山漁村の交流の取組を指すものであると考えます。ぜひ、地域で「学びの交流」や「労働の交流」といった独自の取組を工夫していただければ、グリーン・ツーリズムは大きな流れになると思います。

農林水産省も、このような地域の取組を、元気な地域づくり交付金で支援していきます。みなさまの工夫した取組などの情報やご意見をお寄せ下さい。

◆◇ お知らせ ◇◆

～「疏水（そすい）百選」の募集について～

日本の平野は国土のわずか 30 数%。その狭い平野に敷きつめられた水路の総延長は約 40 万 km。実に地球十周分に相当する長さの水路が、人体の毛細血管さながらに平野に張りめぐらされ、日本の国土は” 生きた土地 ” たりえているのです。・・・疏水ありて、農村あり。

疏水（農業用水）は、農家を中心とする地域の共同作業によって守られてきましたが、農村地域の過疎化、高齢化によりその保全管理が困難になってきています。

このため、農家のみならず地域住民や都市の人々も含めた国民全体でその保全活動に取り組み次世代に継承していくことが必要です。

「疏水百選」については、選定委員会を設立し議論を行ってきたところですが、

この度、「疏水百選」を選定するための候補地区について募集を開始しました。
皆様からの応募をお待ちしております。応募方法、詳細については疏水百選
ホームページ <http://www.inakajin.or.jp/sosui> をご覧下さい。

◆◇ 編集後記 ◇◆

資源保全施策と新たな交付金を中心に施策紹介しておりますが、皆様から中山間地域対策や景観保全のご質問が寄せられ、第3号では中山間地域等直接支払制度や「景観法」関連施策も紹介させて頂きました。様々な施策は各地域がそれぞれの味を出していただくための材料ともいえ、これからも新鮮な話題提供に努めていきます。

◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◆

ご意見等ございましたら、下記編集発行先にメールにてお寄せ下さい。双方向のコミュニケーションを進めて行きたいと思っておりますので、ちょっとした疑問、あるいは感想も歓迎ですのでお待ち申し上げます。

◆◇ 編集発行 ◇◆

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策課

(担当) 矢野 TEL:03-3502-0030 E-mail:nouson_mm@nm.maff.go.jp

無断転載はご遠慮願います。
